

陳情第11号

東海第二原発の運転期間延長を行わないよう求める意見書を提出することを求める陳情書

(陳情事項)

2017年11月24日、日本原子力発電株式会社は、法律で定められた原発の運転期間40年制限を超える東海第二原発について、さらに20年の運転期間延長を原子力規制委員会に申請、2018年7月4日、原子力規制委員会は、東海第二原発の設置変更を許可しました。

この東海第二原発で事故が起これば、僅か90kmしか離れていない流山市は、周辺自治体とともに大きな被害を受けることは避けられません。すでに福島第一原発の事故の時にも放射能被害を受け、多くの方が本市より移住されたことは記憶に新しく、東海第二原発で事故が起こればそれ以上の甚大な被害を被ることは明らかです。

流山市議会として、政府および原子力規制委員会に対して、東海第二原発の運転期間延長を認めず廃炉にするよう、および、廃炉後は、国が責任をもって原発に代わる地域経済振興策を行うよう、意見書の提出を求めます。

(陳情理由)

- 1 原子炉等規制法では、原子炉の運転期間を40年と定めています。
- 2 2011年3月に起きた福島第一原発事故はいまだに原子炉内部の現状把握さえできないため、事故原因も解明できず、事故収束の目処もたっていません。
- 3 東海第二原発も、東日本大震災と大津波で被災しています。
- 4 東海第二原発の敷設ケーブルの半分は、新規制基準の定める『不燃ケーブル』に交換することが不可能です。
- 5 東海第二原発から僅か2.8kmの距離に核燃料再処理工場があり、停止してはいますが、多量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されています。同再処理工場には防潮堤すらなく、東海第二原発の事故との複合災害への備えがありません。
- 6 1999年9月30日、東海村にある株式会社JCOのずさんな放射性物質の管理で臨界事故が起こり、死者まで出た恐怖は忘れられません。
- 7 流山市は福島第一原発事故により放射能汚染地域となり、その除染作業をはじめ放射能対策に多額の費用をかけており、いまだに剪定枝、焼却灰などの扱いに苦慮していますが、東電からの賠償・補償は十分には進んでいません。

以上のような理由から、東海第二原発の運転期間延長は到底容認できません。

また、同じ放射能汚染地域の我孫子市議会では東海第二原発の運転期間延長認めず、廃炉にすることを求める意見書を政府および原子力規制委員会へ提出しております。

流山市議会においても、本陳情を採択され東海第二原発の運転期間延長を認めず廃炉にするよう、意見書を政府および原子力規制委員会へ提出されるよう求めます。

地方自治法第124条の規定により上記のとおり陳情いたします。

平成30年8月20日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様

陳情第12号

東海第二原発の再稼働を意味する運転期間延長を行わないよう求める意見書の提出することを求める陳情書

(陳情事項)

ご承知のように、2011年3月に発生した東日本大震災に伴って起こった東京電力福島第一原子力発電所(福島第一原発)の過酷事故によって放出された放射性物質は、福島県だけではなく群馬県・栃木県、埼玉県・東京都、そして千葉県東葛地域にも落下しました。

私たち「原発止めよう! 東葛の会」は、同年4月に「原発と地震」についての勉強会を行った後に市民有志で立ち上げた流山市・柏市・松戸市などに在住する市民で構成するグループです。それ以来、主に柏市新柏にある東京電力エナジーパートナー株式会社(事故当時は東京電力株式会社/東電)東葛支社を通じて、原発事故についての東電の責任追及と被害者・被曝者への誠意ある謝罪と賠償を求めるとともに原発の再稼働をしないことを求めてきました。

なお、今年のような猛暑のときにも、日本中、電力不足で停電が起こったことはありません。東京電力管内では、原発が一基も稼働していなくても、電力不足は起こっていません。

そんな折、2017年11月24日、日本原子力発電株式会社(日本原電)は、法律で定められた運転期間の40年制限を超える東海第二原発について、さらに20年の運転期間延長を原子力規制委員会(規制委員会)に申請しました。そして、規制委員会は、2018年7月4日、その設置変更を許可しました。

この東海第二原発で事故が起これば、僅か90kmしか離れていない流山市は、周辺自治体とともに大きな被害を受けることは避けられません(風速3メートルだと、8時間余り、風速1メートルだと、25時間で放射性物質が飛んできます)。すでに福島第一原発の事故の時にも放射能被害を受け、多くの方が当市より移住されたことは記憶に新しく、東海第二原発で事故が起こればそれ以上の甚大な被害が発生することは明らかです。

流山市議会として、政府および原子力規制委員会に対して、東海第二原発の運転期間延長を認めず廃炉にするよう、および、廃炉後は、国が責任をもって原発に代わる地域経済振興策を行うよう、意見書の提出を求めます。

(陳情理由)

- ・ 原子力規制委員会の前委員長の田中俊一氏は、委員長だった時、原発の審査は「基準の適合性は見えていますけれども、安全だということ

は私は申し上げません」と発言しています。

- ・ 原子炉等規制法では、原子炉の運転期間を40年と定めています。
- ・ 2011年3月に起きた福島第一原発事故はいまだに原子炉内部の現状把握さえできないため、事故原因も解明できず、事故収束の目処も立っていません。従って、規制委員会の審査に合格したとしても、福島第一原発のような事故が起こった時の対処方法はまだ明らかになっていません。
- ・ 東海第二原発も、東日本大震災と大津波で被災しています。
- ・ 東海第二原発の敷設ケーブルの半分は、新規規制基準の定める『不燃ケーブル』に交換することは不可能です。
- ・ 東海第二原発から僅か2.8kmの距離に核燃料再処理工場があり、停止してはいますが多量の高レベル放射性廃棄物がそのまま残されています。同再処理工場には防潮堤すらなく、東海第二原発の事故との複合災害への備えがありません。
- ・ 1997年9月30日、東海村にある株式会社JCOのずさんな放射性物質の管理で臨界事故が起こり、死者まで出た恐怖は忘れられません。
- ・ 流山市は福島第一原発事故により放射能汚染地域となり、その除染作業をはじめ放射能対策に多額の費用をかけており、いまだに剪定枝、焼却灰などの扱いに苦慮していますが、東電からの賠償・補償は十分には進んでいません。

以上のような理由から、東海第二原発の運転期間延長は到底容認できません。

また、同じ放射能汚染地域の我孫子市議会では東海第二原発の運転期間延長を認めず、廃炉にすることを求める意見書を政府および原子力規制委員会へ提出しております。

流山市議会においても、本陳情を採択され東海第二原発の運転期間延長を認めず廃炉にするよう、意見書を政府および原子力規制委員会へ提出されるよう求めます。

地方自治法第124条の規定により上記の通り陳情いたします。

平成30年8月20日

陳情者



流山市議会議長 秋間 高義 様